

藤沢市障がい福祉サービス事業所 物価高騰対応助成金のお知らせ

藤沢市では、食料品等の長引く物価高騰に際し、障がい福祉サービス事業所が安定的に継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に助成金を交付します。

○対象・助成額

助成の対象は、藤沢市内に申請時点で所在し、藤沢市民が利用している事業所を運営する法人です。助成は、事業所番号につき1事業種別とし、法人で取りまとめの上、申請してください。なお、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を申請する事業所については対象となりません。

助成対象月は、令和7年7月から9月まで（最大3カ月）となります。

【居住系事業所】

事業種別	利用定員数	算定単位	助成金の月額
共同生活援助、施設入所支援、短期入所、宿泊型自立訓練		利用者定員1人当たり	3,000円

【通所系事業所】

事業種別	利用定員数	算定単位	助成金の月額
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援	20人以上	1事業所当たり	23,000円
	20人未満		14,000円

申請は2025年(令和7年)10月31日（金）までです。

（次のページに続きます。）

○申請方法

法人ごとに、運営している事業所分を取りまとめの上、申請してください。

申請は1法人につき1回限りです。

(申請書類)

- ・ 藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金申請書兼請求書
(電子メールの場合、押印不要です。)

申請書は、市Webサイトの障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金のページからダウンロードできます。

(提出方法)

- ・ 紙又は電子ファイル(申請書のみ電子ファイルも可)

○申請期間

2025年(令和7年)10月14日(火)～10月31日(金)【必着】

※申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

※申請は1法人につき1回限りです。

○助成決定・交付

原則として口座振込をもって決定通知に代えます。通帳記帳等によりご確認ください。申請から振込みまでは45日～60日程度かかります。

○助成金の使用(執行)に際してのお願い

- ・ 今回の助成金は、物価高騰に対する臨時的な交付金です。物品等の調達は市内経済の活性化、市内経営者への支援として、市内商店等での購入に努めてください。
- ・ 助成金の目的は、事業所及び利用者の支援です。利用者への価格転嫁を抑制し、食費の据置や工賃の復元に活用いただくようお願いします。
- ・ 備品購入、設備投資等に活用する場合は、処分制限期間が発生しますので、ご注意ください。

藤沢市Webサイトでもご案内
しています。ご参照ください。



○交付金に関するお問合せ・申請先

藤沢市福祉部障がい者支援課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 (0466) 50-3528

ファクス (0466) 25-7822

e-mail fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

いち

える

